

成年後見関係事件申立必要書類

成年後見関係事件の申立てには以下の書類が必要となります。必要書類に不足・不備がありますと、再度ご来庁をお願いする場合がありますので、よく確認され、本人の財産についての資料の原本(預貯金通帳・証書等)をご持参の上、お越してください。

1 申立書類

| | |
|---------------------------------------|--|
| 診断書、診断書附票、鑑定連絡票 | 診断書、診断書附票及び鑑定連絡票は、主治医に記入してもらってください。なお、診断書作成日が、申立受付日から 3か月以内 になるように注意してください。 |
| 申立書(後見・保佐・補助) | |
| 本人に関する照会書 (財産目録、本人収支表・親族同意書・親族関係図) | |
| 候補者に関する照会書 | |

2 添付書類

| | | |
|------|----------------|---|
| 申立人の | 戸籍謄本 | 親族が申立てをする場合は、 申立人と本人との親族間のつながりがわかる戸籍謄本(除籍謄本・改製原戸籍謄本)を提出してください。 外国籍の方は、「外国人登録記載事項証明書」を提出してください。 |
| | 住民票又は戸籍の附票 | 住民票は本籍の記載のあるものが必要です。 |
| 本人の | 戸籍謄本 | 「登記されていないことの証明書」は、最寄りの法務局の本局でお取り寄せください。 「登記されていないことの証明申請書」に記載された証明事項については、上から3番目である「成年後見人、被保佐人、被補助人、任意後見契約の本人とする記録がない」にチェックしてください。 |
| | 住民票又は戸籍の附票 | |
| | 登記されていないことの証明書 | |
| 候補者の | 住民票又は戸籍の附票 | 住民票は本籍の記載のあるものが必要です。 |
| | 身分証明書 | この証明は、免許証・保健証の写しのものではありません。本籍地の市役所でお取り寄せください。 |

※戸籍謄本、住民票、戸籍の附票、登記されていないことの証明書、身分証明書は申立時より**3か月以内**のものでお願いします。
※「本人に関する照会書」、「候補者に対する照会書」の中で、提出をお願いしているもの

本人の財産についての資料(裁判所にお越しいただく際、**証拠書面の原本(預貯金通帳・証書等)をご持参下さい。**)

| | | |
|--------|--|--|
| (不動産) | 不動産(土地・建物)の全部事項証明書(登記簿謄本) | 法務局でお取り寄せください。 |
| | 上記不動産の固定資産税評価証明書 (固定資産税納税通知書の原本またはコピー……物件及び不動産評価額の記載のあるものが提出されれば、固定資産税評価証明書の提出は不要です。) | 市町村役場税務課でお取り寄せください。 |
| (預金) | 預貯金の通帳・証書のコピー(過去1年分のコピー) | コピーについては、別紙「コピーの取り方」を参考にしてください。以下同じ。 |
| (有価証券) | 有価証券(株式、出資金、国債、社債、債券、投資信託等)の証書・保護預り書のコピー、または証券会社・銀行等発行の取引残高証明(報告)書のコピー | 有価証券については、表・裏全部をコピーしてください。 |
| (保険) | 各種保険契約の保険証券のコピー | 保険証券の表裏全部をコピーしてください。 |
| (負債) | 本人が債務者・連帯債務者・保証人・連帯保証人となっている負債について、その具体的な内容を示す資料のコピー | 例えば、金銭消費貸借契約書、住宅ローン契約書・保証書・返済計画一覧表などのコピー |

本人の収支についての資料

| | | |
|------|---|----------------------------|
| (収入) | 年金・手当額通知書、賃貸契約書、確定申告書、給与明細書、配当金支払明細書等のコピー | 本人の収入を示す資料のコピーをご提出ください。 |
| (支出) | 医療費や施設費の領収書、税金・社会保険の通知書(納付指示書)、請求書等のコピー | 本人に関する支出を示す資料のコピーをご提出ください。 |

従前から、金銭出納帳又は家計簿等をつけている場合には、金銭出納帳、家計簿等のコピーも提出してください。

3 費用

| | | |
|-------------|---|---|
| 申立用(貼用)収入印紙 | 後見開始 800円 保佐・補助開始 800円×(1~3)組 | 保佐・補助開始の申立ての際、同意権付与・代理権付与の申立てを同時に行う場合には、各付与の申立てにつき800円追加 (例)補助開始、同意権付与、代理権付与の申立ての場合、2,400円 |
| 登記用(予納)収入印紙 | 2,600円 | 審判確定後の登記嘱託費用となりますので、申立書に貼らないでください。 |
| 郵便切手 | 500円×2枚 350円×2枚 80円×10枚 20円×6枚 10円×5枚 | 審理中の、通信費用となります(不足の場合、追加をお願いすることがあります。) ※保佐・補助開始の場合は、500円×2枚、20円×2枚(計1,040円分)を追加 |
| 現金 | 5万円~7万円程度 | 後見・保佐開始の審判をするうえで必要となる鑑定手続費用の一部となります。鑑定金額は、事案により、更に高額(または低額)になる場合があります。あらかじめ、ご了承ください。 |

4 その他

印鑑 (認印で可。申立書に押印したものを持参してください。)